

スーパーマーケットのバックヤードでの簡易な行為について

(食肉・魚介類の処理について)

- 食肉販売業、魚介類販売業を取得している単独の店舗と、スーパーマーケットにおける処理行為は同様の行為と考えられる。そのため、スーパーマーケットに対しても、食肉販売業、魚介類販売業の基準をそれぞれ求める必要があるのではないかと。

(そうざい・弁当の調理等について)

- コンビニエンスストア同様に、簡易な調理のみを行う場合であれば、飲食店営業の簡易調理施設の取得も可とする。

その他

- スーパーマーケットにおいて、テナント経営等により、衛生管理を行う者が異なる場合は、衛生管理を行う者ごとに許可を取得することを基本とする。
- スーパーマーケットについては、生鮮品から加工食品まで幅広い製品を取扱う業態である。今後、問題解決のための調整の場を設ける等の全国的な対応を検討する必要があるのではないかと。